原子力災害時における避難所の確保について

1 避難所確保の方針

東海第二発電所の事故に備えた避難所を確保する際の面積については、「1 人当たり 3 ㎡」を目安に収容人数を算定することを東海第二地域における方針とし、避難先自治体と避難所の確保に向けた協議をすすめていく。

2 避難所確保にあたっての面積の考え方

- 「1 人当たり 3 ㎡」については、茨城県が定めた「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」において示している避難所レイアウトのうち、避難距離等の観点も考慮し、パーティションテントを活用した場合のレイアウト(1 人あたり面積約 3.0 ㎡)を参考としたもの。(1 人あたり専有面積約 2.0 ㎡+通路等の共用部分約 1.0 ㎡=約 3.0 ㎡)
- この避難所レイアウトは、内閣府において「感染対策やプライバシー保護の観点からはパーティションやテントを用いることが望ましい」としていること、また県内全44市町村が約2m四方のテントなどを所有しており、いずれも収容人数を2人以上としていることなどを踏まえ、市町村の活用実態にあわせ2人で利用する場合のレイアウト例として示したもの。
- この避難所レイアウトについては、2022 年 12 月から 2023 年 3 月にかけて開催した 茨城県避難所検証委員会においても、避難所となる体育館等のスペースを最大限に活用 する例示となること、感染症対策にもつながることなどから有効であるとの意見をいた だいているところ。
- 必要となるパーティションテントについては、市町村が保有するテントを活用するほか、茨城県において国とも連携し確保に取り組んでいく。

3 収容人数の算定基礎について

避難所の収容人数や資機材の確保にあたっての算定基礎となる避難対象人口については、 令和2年国勢調査人口ベースとする。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針(茨城県)」 より

(3) 避難所レイアウトの検討

- ・ 本レイアウトは目安であり、避難施設の状況や災害のフェーズに応じて、 発災当初は避難者の受け入れを優先するなど、柔軟に対応する。
- 避難所ごとのレイアウトについて、以下の図をもとに、各避難所のレイアウトを検討・作成の上、事前に訓練やシミュレーションを行う。

(例1) パーテーションテントを活用したレイアウト

(参考) 避難対象人口

区分	市町村名	人口			世帯数		
		H27	R2	増減	H27	R2	増減
PAZ	東海村	37,713	37,891	178	14,494	15,429	935
	日立市	24,808	24,525	▲283	10,539	11,072	533
	ひたちなか市	1,113	1,085	▲28	348	362	14
	那珂市	1,012	950	▲ 62	371	375	4
	小 計	64,646	64,451	▲ 195	25,752	27,238	1,486
	日立市	160,246	149,982	▲ 10,264	68,086	66,840	▲ 1,246
UPZ	ひたちなか市	154,576	154,731	155	60,756	66,366	5,610
	那珂市	53,264	52,552	▲ 712	19,654	20,556	902
	水戸市	270,783	270,685	▲ 98	117,590	122,598	5,008
	常陸太田市	51,066	48,602	▲ 2,464	19,004	19,243	239
	高萩市	28,600	26,819	▲ 1,781	11,348	11,241	▲107
	笠間市	36,066	35,483	▲ 583	13,616	14,350	734
	常陸大宮市	37,304	34,672	▲ 2,632	14,105	13,879	▲226
	鉾田市	13,996	13,819	▲ 177	5,008	5,371	363
	茨城町	32,921	31,401	▲ 1,520	11,356	11,758	402
	大洗町	16,886	15,715	▲ 1,171	6,661	6,596	▲ 65
	城里町	19,132	17,515	▲ 1,617	6,856	6,718	▲ 138
	大子町	99	83	▲ 16	44	38	1 6
	小 計	874,939	852,059	▲22,880	354,084	365,554	11,470
合 計		939,585	916,510	▲23,075	379,836	392,792	12,956